

一般会計等財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法(定額法)

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………取得原価(又は償却原価法(定額法))

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7年～50年

工作物 3年～60年

物品 2年～15年

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及び

リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。) ……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(当市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。
ソフトウェアについても物品同様の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10%未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

施設貸付事業特別会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 ー%

連結実質赤字比率 ー%

実質公債費比率 8.2%

将来負担比率 102.8%

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 2,566 千円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 289,895 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

元保健センター跡地、元西郷児童館跡地等

イ 内訳

事業用資産	89,480 千円
土地	89,480 千円
建物	ー千円

平成 31 年 3 月 31 日時点の貸借対照表における簿価を記載しています。

- ② 減債基金に係る積立不足額の有無 積立不足はありません。
- ③ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 12,178,247 千円
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	7,911,046 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	973,893 千円
将来負担額	25,564,191 千円
充当可能基金額	3,189,721 千円
特定財源見込額	3,060,760 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	12,178,247 千円

- ⑤ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 163,502 千円
- ⑥ 建物のうち 406,959 千円は、PFI事業に係る資産が計上されています。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

- ① 固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金および基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分(不足分)
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 1,374,373 千円
- ② 既存の決算情報との関連性

	収入(歳入)	支出(歳出)
歳入歳出決算書	17,481,434 千円	16,688,081 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	313,487 千円	313,487 千円
繰越金に伴う差額	△405,658 千円	一千円
一時借入金による差額	2,500,000 千円	2,500,000 千円
基金積立による差額	一千円	303,000 千円
内部相殺による差額	△261,147 千円	△261,147 千円
資金収支計算書	19,628,117 千円	19,543,422 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(施設貸付事業特別会計)の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	1,370,116 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	188,027 千円
未収債権、未払債務等の増加(減少)	9,000 千円
減価償却費	△1,566,803 千円
賞与等引当金繰入額(増減額)	△7,659 千円
退職手当引当金繰入額(増減額)	177,776 千円
徴収不能引当金繰入額(増減額)	1,070 千円
資産除売却損益	26,881 千円

純資産変動計算書の本年度差額 198,409 千円

④ 一時借入金

一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	2,500,000 千円
一時借入金に係る利子額	420 千円

⑤ 重要な非資金取引

重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産の額	23,254 千円
----------------------------	-----------

全体会計財務書類に係る注記

3 重要な会計方針

(5) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……再調達原価

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……取得原価

取得原価が不明なもの……再調達原価

② 無形固定資産……原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

なお、水道事業会計においては、原則、取得原価としています。

(6) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……償却原価法(定額法)

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……取得原価(又は償却原価法(定額法))

③ 出資金

ウ 市場価格のあるもの……会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

エ 市場価格のないもの……出資金額

(7) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……先入先出法による原価法

(8) 有形固定資産等の減価償却の方法

④ 有形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7 年～50 年

工作物 3 年～60 年

物品 2 年～15 年

⑤ 無形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5 年)に基づく定額法によっていま

す。)

- ⑥ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(9) 引当金の計上基準及び算定方法

⑦ 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

⑧ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

⑨ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財務の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑩ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(10) リース取引の処理方法

⑪ ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

⑫ オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(11) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、3か月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等に

おいては、当市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(12) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、水道事業会計については、税抜方式によっています。

4 追加情報

全体会計団体(会計)

団体(会計)名	区分	連結の方法	比例連結割合
一般会計	一般会計等	-	-
施設貸付事業特別会計	一般会計等	-	-
国民健康保険特別会計	公営事業会計	-	-
公共下水道事業特別会計	公営事業会計	-	-
農業集落排水事業特別会計	公営事業会計	-	-
介護保険特別会計	公営事業会計	-	-
浄化槽事業特別会計	公営事業会計	-	-
後期高齢者医療特別会計	公営事業会計	-	-
産業団地整備事業特別会計	公営事業会計	-	-
水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	-

連結の方法は次のとおりです。

地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象です。

(13) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(14) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(15) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

元保健センター跡地、元西郷児童館跡地等

イ 内訳

事業用資産	89,480 千円
土地	89,480 千円
建物	一千円

平成 31 年 3 月 31 日時点の貸借対照表における簿価を記載しています。

連結財務書類に係る注記

5 重要な会計方針

(16) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……再調達原価

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……取得原価

取得原価が不明なもの……再調達原価

② 無形固定資産……原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

(17) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

② 満期保有目的有価証券……償却原価法(定額法)

③ 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

ただし、一部の連結対象団体においては、総平均法によっています。

イ 市場価格のないもの……取得原価(又は償却原価法(定額法))

ただし、一部の連結対象団体においては、利息法によっています。

④ 出資金

ウ 市場価格のあるもの……会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

ただし、一部の連結対象団体においては、総平均法によっています。

エ 市場価格のないもの……出資金額

(18) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……先入先出法による原価法

(19) 有形固定資産等の減価償却の方法

⑤ 有形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法

また、一部の連結対象団体については定率法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 7 年～50 年

工作物 3 年～60 年

物品 2年～15年

- ⑥ 無形固定資産(リース資産を除きます。)……定額法
(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)
- ⑦ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)
……自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(20) 引当金の計上基準及び算定方法

- ⑧ 徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
- ⑨ 退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ⑩ 損失補償等引当金
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財務の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。
- ⑪ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(21) リース取引の処理方法

- ⑫ ファイナンス・リース取引
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
 - イ ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ⑬ オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(22) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅

少なもので、3か月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。ただし、一般会計等においては、当市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等としています。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(23) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、企業会計及び一部の連結対象団体については、税抜方式によっています。

(24) 連結対象団体の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

2 追加情報

(1) 連結財務書類の対象団体

全体財務書類の対象会計のほか、連結財務書類の対象とする団体は次のとおりです。

団体名	区分	連結の方法	比例連結割合
上山市土地開発公社	地方三公社	全部連結	-
公益財団法人上山城郷土資料館	第三セクター等	全部連結	-
一般財団法人上山市体育・文化振興公社	第三セクター等	全部連結	-
株式会社ニュートラックかみのやま	第三セクター等	全部連結	-
上山二日町再開発株式会社	第三セクター等	全部連結	-
山形県市町村職員退職手当組合	一部事務組合	比例連結	1.60338%
山形広域環境事務組合	一部事務組合	比例連結	10.74%
山形県後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結	3.38%
山形県消防補償等組合	一部事務組合	比例連結	2.97%
山形県自治会館管理組合	一部事務組合	比例連結	1.4749%

① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

② 地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。

③ 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象

としています。ただし、出資割合が 25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)と出納整理期間を設けている団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

元保健センター跡地、元西郷児童館跡地等

イ 内訳

事業用資産	89,480 千円
土地	89,480 千円
建物	一千円

平成 31 年 3 月 31 日時点の貸借対照表における簿価を記載しています。